

神奈川県地域防災計画修正
～原子力災害対策計画～

新旧対照表

令和 8 年 3 月

第1編

修 正 内 容	現 行 計 画
第1章～第3章 (略) 第4章 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の実施 1 原子力施設の状況に応じた防護措置の実施 <u>原子力事業者は、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力災害対策指針を踏まえたEALの設定を行います。</u> UPZにおいては、<u>EALによる緊急事態の判断により、施設敷地緊急事態では、屋内退避の準備を行い、全面緊急事態では、屋内退避を原則実施します。</u> (略) 第6章 計画の推進主体とその役割 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (3) 指定地方行政機関 <u>イ 関東管区行政評価局（神奈川行政評価事務所）</u> <u>（イ）被災者への生活支援情報の提供</u> <u>（イ）専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>（ウ）特別行政相談所の開設</u> <u>ウ</u> 南関東防衛局 <u>エ</u> 関東農政局 <u>オ</u> 関東経済産業局 <u>カ</u> 関東運輸局（神奈川運輸支局） <u>キ</u> 東京航空局（東京空港事務所） <u>ク</u> 第三管区海上保安本部	第1章～第3章 (略) 第4章 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の実施 1 原子力施設の状況に応じた防護措置の実施 UPZにおいては、全面緊急事態<u>となった際には予防的な防護措置（屋内退避）</u>を原則実施します。 (略) 第6章 計画の推進主体とその役割 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (3) 指定地方行政機関 (追加) <u>イ</u> 南関東防衛局 <u>ウ</u> 関東農政局 <u>エ</u> 関東経済産業局 <u>オ</u> 関東運輸局（神奈川運輸支局） <u>カ</u> 東京航空局（東京空港事務所） <u>キ</u> 第三管区海上保安本部

第1編

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>ケ</u> 東京管区气象台（横浜地方气象台） <u>コ</u> 関東総合通信局 (ウ) 災害対策用移動通信機器、<u>臨時災害放送局用設備</u>及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関する事 <u>サ</u> 神奈川労働局 (4) 指定公共機関 ア <u>NTT東日本</u>(株)、(株)NTTドコモ (略) ク KDDI(株)、<u>NTTドコモビジネス</u>(株) (略)	<u>ク</u> 東京管区气象台（横浜地方气象台） <u>ケ</u> 関東総合通信局 (ウ) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関する事 <u>コ</u> 神奈川労働局 (4) 指定公共機関 ア <u>東日本電信電話</u>(株)、(株)NTTドコモ (略) ク KDDI(株)、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ</u>(株) (略)

第2編

修 正 内 容	現 行 計 画
第1章 災害予防対策 第1節 安全確保 4 原子力防災に関する研修及び知識の普及・啓発 (1) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対する研修 (略) 第2節 災害応急対策への備え 1 情報伝達体制の充実・強化 (2) 原子力事業者の情報伝達体制の充実・強化 原子力事業者は、非常用電話、ファクシミリ、携帯電話、衛星電話その他非常用通信機器を整備し、国、県、原子力施設所在市等との通信手段を確保します。また、事業所内での連絡体制が確保されるよう、防災無線等を整備します。 3 原子力災害に対する防災体制の整備 (2) 県及び市町村の防災体制の整備 キ <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための防護資機材の整備等 (イ) 県及び関係市町村は、国と協力し、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための防護資機材の整備に努めます。 (イ) 国、県、関係市町村及び原子力事業者は、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行います。 (略) 5 モニタリング体制の整備等 (2) 県のモニタリング体制の整備等 (表中) ○ モニタリングポストの設置状況 県立<u>逗子葉山</u>高等学校（逗子市）	第1章 災害予防対策 第1節 安全確保 4 原子力防災に関する研修及び知識の普及・啓発 (1) <u>防災業務関係者</u>に対する研修 (略) 第2節 災害応急対策への備え 1 情報伝達体制の充実・強化 (2) 原子力事業者の情報伝達体制の充実・強化 原子力事業者は、非常用電話、ファクシミリ、携帯電話、衛星電話その他非常用通信機器を整備し、国、県、原子力施設所在市等との通信手段を確保します。また、事業所内での連絡体制が確保されるよう、<u>PHS</u>、防災無線等を整備します。 3 原子力災害に対する防災体制の整備 (2) 県及び市町村の防災体制の整備 キ <u>防災業務関係者</u>の安全確保のための防護資機材の整備等 (イ) 県及び関係市町村は、国と協力し、<u>応急対策を行う防災業務関係者</u>の安全確保のための防護資機材の整備に努めます。 (イ) 国、県、関係市町村及び原子力事業者は、<u>応急対策を行う防災業務関係者</u>の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行います。 (略) 5 モニタリング体制の整備等 (2) 県のモニタリング体制の整備等 (表中) ○ モニタリングポストの設置状況 県立<u>逗葉</u>高等学校（逗子市）

第2編

修 正 内 容	現 行 計 画
第2章 災害時の応急対策活動 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報等の収集・連絡 (1) 警戒事象発生時の連絡 ア 原子力事業者等は、警戒事象が発生した場合、速やかに原子力規制委員会又は国土交通省、消防機関、県警察及び最寄りの海上保安部署へ連絡します。 また、県内の原子力事業者は、県との「安全確保に関する協定」に基づき、県へも連絡します。 なお、連絡に当たっては、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の不要な放射線被ばくを防止するための適切な連絡を行います。 (略)	第2章 災害時の応急対策活動 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報等の収集・連絡 (1) 警戒事象発生時の連絡 ア 原子力事業者等は、警戒事象が発生した場合、速やかに原子力規制委員会又は国土交通省、消防機関、県警察及び最寄りの海上保安部署へ連絡します。 また、県内の原子力事業者は、県との「安全確保に関する協定」に基づき、県へも連絡します。 なお、連絡に当たっては、<u>防災業務関係者</u>の不要な放射線被ばくを防止するための適切な連絡を行います。 (略)

第2編

修 正 内 容	現 行 計 画
第2節 活動体制の確立 8 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保 (1) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の防護対策の実施 ア 県、関係市町村及び関係機関は、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の放射線防護について万全の対策を講じるものとします。 また、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互に密接な情報交換を行うものとします。 イ 県、関係市町村及び関係機関は、その管轄する<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対し、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材及び安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとします。 ウ 県は、関係市町村及び関係機関から要請があった場合、県が保有する防護資機材等を貸与するなどの措置を講じます。 また、県が保有する資機材等に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、国、原子力事業者その他関係機関に対し、資機材等の応援を要請します。 (2) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の放射線防護 ア <u>緊急事態応急対策に従事する者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く。）の放射線防護に係る指標については、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考として実効線量で50mSvを上限とします。ただし、人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合は、緊急作業に従事する者の被ばく限度を参考とし実効線量で100mSvを上限とします。</u> <u>また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用います。</u> <u>眼の水晶体：等価線量で300mSvを上限とします。</u> <u>皮膚：等価線量で1Svを上限とします。</u> <u>なお、これらの緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る</u>	第2節 活動体制の確立 8 <u>防災業務関係者</u>の安全確保 (1) <u>防災業務関係者</u>の防護対策の実施 ア 県、関係市町村及び関係機関は、<u>緊急時モニタリング、避難誘導、救出・救助、立入制限、医療救護等各種災害応急対策に従事する者（以下「防災業務関係者」といいます。）</u>の放射線防護について万全の対策を講じるものとします。 また、<u>防災業務関係者</u>の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互に密接な情報交換を行うものとします。 イ 県、関係市町村及び関係機関は、<u>必要に応じ、</u>その管轄する<u>防災業務関係者</u>に対し、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材及び安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとします。 ウ 県は、関係市町村から要請があった場合、県が保有する防護資機材等を貸与するなどの措置を講じます。 また、県が保有する資機材等に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、国、原子力事業者その他関係機関に対し、資機材等の応援を要請します。 (2) <u>防災業務関係者</u>の放射線防護 ア 県、関係市町村及び関係機関は、<u>防災業務関係者の放射線防護については、放射線業務従事者に対する緊急作業時における線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努めます。</u> 参考：電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号） （緊急作業時における被ばく限度） <u>第7条 事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じた場合における放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業（以下「緊急作業」という。）を行うときは、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がな</u>

第2編

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとします。</u> <u>イ 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行います。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を県が要請した場合、緊急事態応急対策に従事する者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援します。</u> <u>ウ 県の放射線防護を担う班は、原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとします。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとします。</u> <u>エ 県は、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、<u>国</u>に対し、<u>原子力災害医療派遣チーム等</u>の派遣を要請します。</u> (略)	<u>いと診断された女性の放射線業務従事者については、第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。</u> <u>2 前項の場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。</u> <u>一 実効線量については、100mSv</u> <u>二 眼の水晶体に受ける等価線量については、300mSv</u> <u>三 皮膚に受ける等価線量については、1Sv</u> <u>3 前項の規定は、放射線業務従事者以外の男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の労働者で、緊急作業に従事するものについて準用する。</u> <u>イ 県は、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、<u>原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）</u>に対し、<u>被ばく管理のための要員派遣等</u>を要請します。</u> (略)
第3節 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動 1 屋内退避、避難等の防護活動の実施 (14) 感染症流行下での防護措置 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められます。 (略)	第3節 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動 1 屋内退避、避難等の防護活動の実施 (14) 感染症流行下での防護措置 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められます。 (略)

第2編

修 正 内 容	現 行 計 画
第6節 救助・救急、消火及び医療救護活動 2 医療救護活動 (1) 県の体制 ア 県は、神奈川県<u>災害時</u>保健医療救護計画に基づき、保健医療<u>福祉</u>調整本部を設置し、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。 (略) 第3章 災害復旧対策 第8節 被害等の影響の軽減 3 被災中小企業者等に対する支援 県及び関係市町村は、国と連携して、必要に応じ<u>高度化事業災害復旧貸付</u>等により、設備復旧資金の貸付を行<u>うほか、中小企業制度融資等により、速やかな事業再建を金融面から支援</u>します。 (略)	第6節 救助・救急、消火及び医療救護活動 2 医療救護活動 (1) 県の体制 ア 県は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、保健医療調整本部を設置し、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。 (略) 第3章 災害復旧対策 第8節 被害等の影響の軽減 3 被災中小企業者等に対する支援 県及び関係市町村は、国と連携して、必要に応じ<u>災害復旧高度化資金貸付、中小企業体質強化資金貸付</u>等により、設備復旧資金及び運転資金の貸付を行<u>い</u>ます。 (略)

第3編

修 正 内 容	現 行 計 画
第1章 災害応急対策への備え 2 県及び市町村の防災体制の整備 (4) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための防護資機材の整備等 ア 県及び関係市町村は、国と協力し、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための防護資機材の整備に努めます。 イ 国、県及び関係市町村は、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行います。 (略) 第2章 災害時の応急対策活動 第2節 活動体制の確立 5 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保 (1) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の防護対策の実施 ア 県、関係市町村及び関係機関は、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の放射線防護について万全の対策を講じるものとします。 イ 県、関係市町村及び関係機関は、その管轄する<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対し、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材及び安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとします。 ウ 県は、関係市町村及び関係機関から要請があった場合、県が保有する防護資機材等を貸与するなどの措置を講じます。 また、県が保有する資機材等に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、国、原子力事業者その他関係機関に対し、資機材等の応援を要請します。 (2) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の放射線防護 ア <u>緊急事態応急対策に従事する者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く。）の放射線防護に</u>	第1章 災害応急対策への備え 2 県及び市町村の防災体制の整備 (4) <u>防災業務関係者</u>の安全確保のための防護資機材の整備等 ア 県及び関係市町村は、国と協力し、<u>防災業務関係者</u>の安全確保のための防護資機材の整備に努めます。 イ 国、県及び関係市町村は、<u>防災業務関係者</u>の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行います。 (略) 第2章 災害時の応急対策活動 第2節 活動体制の確立 5 <u>防災業務関係者</u>の安全確保 (1) <u>防災業務関係者</u>の防護対策の実施 ア 県、関係市町村及び関係機関は、<u>防災業務関係者</u>の放射線防護について万全の対策を講じるものとします。 イ 県、関係市町村及び関係機関は、<u>必要に応じ、その管轄する防災業務関係者</u>に対し、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材及び安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとします。 ウ 県は、関係市町村から要請があった場合、県が保有する防護資機材等を貸与するなどの措置を講じます。 また、県が保有する資機材等に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、国、原子力事業者その他関係機関に対し、資機材等の応援を要請します。 (2) <u>防災業務関係者</u>の放射線防護 ア <u>県、関係市町村及び関係機関の放射線防護は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる</u>

第3編

修 正 内 容	現 行 計 画
<u>係る指標については、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考として実効線量で50mSvを上限とする。ただし、人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合は、緊急作業に従事する者の被ばく限度を参考とし実効線量で100mSvを上限とする。</u> <u>また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。</u> <u>眼の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。</u> <u>皮膚：等価線量で1Svを上限とする。</u> <u>なお、これらの緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。</u> <u>イ 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を県が要請した場合、緊急事態応急対策に従事する者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。</u> <u>ウ 県の放射線防護を担う班は、原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</u> <u>エ さらに被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国に対し、<u>原子力災害医療派遣チーム等</u>の派遣を要請します。</u> (略)	<u>限り少なくするよう努めます。なお、第2編第2章第2節の8に準じ、電離放射線障害防止規則を参考とします。</u> (追加) (追加) <u>イ 県は、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国に対し、<u>被ばく管理のための要員</u>の派遣<u>等</u>を要請します。</u> (略)
第3節 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動 1 屋内退避、避難等の防護活動の実施 (14) 感染症流行下での防護措置 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県	第3節 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動 1 屋内退避、避難等の防護活動の実施 (14) 感染症流行下での防護措置 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染

第3編

修 正 内 容	現 行 計 画
民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められます。 (略) 第6節 救助・救急及び医療救護活動 2 医療救護活動 (1) 県の体制 ア 県は、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき、保健医療福祉調整本部を設置し、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。 (略) 第3章 災害復旧対策 第3節 被害等の影響の軽減 3 被災中小企業者等に対する支援 被災中小企業者等に対する支援 県及び関係市町村は、国と連携して、必要に応じ高度化事業災害復旧貸付等により、設備復旧資金の貸付を行うほか、中小企業制度融資等により、速やかな事業再建を金融面から支援します。	拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められます。 (略) 第6節 救助・救急及び医療救護活動 2 医療救護活動 (1) 県の体制 ア 県は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、保健医療調整本部を設置し、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。 (略) 第3章 災害復旧対策 第3節 被害等の影響の軽減 3 被災中小企業者等に対する支援 県及び関係市町村は、国と連携して、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金及び運転資金の貸付を行います。